

## 北海道檜山沖における振興策及び固定資産税についての 構成員4町及び関係町の考え方(案)

江差町  
上ノ国町  
せたな町  
八雲町  
厚沢部町  
乙部町  
奥尻町  
今金町

### 1 振興策の考え方

#### (1) 漁業・地域振興策の考え方について

北海道檜山沖における発電事業の実施に当たり、北海道檜山沖における協議会の構成員4町(「江差町、上ノ国町、せたな町及び八雲町」をいう。以下同じ。)及び関係町(「厚沢部町、乙部町、奥尻町及び今金町」をいう。以下同じ。)は、持続可能な地域の形成とカーボンニュートラルに貢献するとともに、地域の産業振興や雇用創出、そして持続的な漁業の発展の実現に向け、構成員4町だけではなく、檜山地域が一体となった取組を目指している。

中でも、本海域で生計を立てている漁業者の協力は不可欠なものであり、本海域で行われる発電事業と地域との共存共栄に向けては、漁業に重点を置いた取組が重要になる。

このことから、基金への出捐等の額について、ひやま漁業協同組合同意のもと、漁業振興策と地域振興策の配分は8対2を基本とする。

#### (2) 地域振興策の考え方について

本海域における発電事業と地域との共存共栄については、構成員4町だけではなく関係町を含む檜山管内共通の課題解決や将来像の実現に向けた取組が重要と考えている。このため、選定事業者による地域振興策の提案に当たっては、構成員4町だけではなく、檜山管内全体に裨益するものについても同様に提案することとし、その配分については、構成員4町及び関係町を含む檜山管内共通の振興策をそれぞれ概ね均等とすることを希望する。

ただし、地域振興策に充当できる基金への出捐等の額は限られていることから、基金出捐金を活用した地域振興策は構成員4町のものに重点を置くこととする。

### 2 固定資産税の考え方

本海域における発電事業の実施により、設置された洋上風力発電設備等は固定資産税の課税対象となるが、当該海域には自治体間の境界が設定されておらず、所在市町村が不明で固定資産の価格の決定及び配分に当たって支障が生じることが想定される。

そのため、固定資産の価格配分にあたり、課税に係る海域の自治体間の境界は、当該海域の共同漁業権の区画を基本とする。

従って、固定資産税に関しては、各共同漁業権の区画に設置された風車基数による配分を基本とし、それにより難しいものは施設又は設備の配置状況等に基づき、関係者の協議により配分を個別に判定する。